

<h1>静岡市報</h1>	No. 46
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

条 例

- 静岡市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 静岡市営住宅条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 6
- 静岡市立学校設置条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

規 則

- 静岡市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・ 9

消防本部訓令

- 静岡市消防署の組織等に関する規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

告 示

- 地方自治法第231条の2の3第1項の規定による指定納付受託者を指定した告示の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

選挙管理委員会告示

- 静岡市議会議員及び静岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

＜本号で掲載された条例のあらまし＞

◇ 静岡市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和5年静岡市条例第1号）

駿河区内の区域内に新町を新設することが議決されたことに伴い、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市営住宅条例の一部を改正する条例（令和5年静岡市条例第2号）

駿河区内の区域内に新町を新設することが議決されたことに伴い、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例の一部を改正する条例（令和5年静岡市条例第3号）

駿河区内の区域内に新町を新設することが議決されたことに伴い、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市立学校設置条例の一部を改正する条例（令和5年静岡市条例第4号）

駿河区内の区域内に新町を新設することが議決されたことに伴い、所要の改正をすることとした。

条 例

静岡市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年1月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第1号

静岡市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市区の設置等に関する条例(平成16年静岡市条例第85号)の一部を次のように改正する。

別表第1 駿河区の項及び別表第2 駿河区役所長田支所の項中「向敷地」の次に「、向敷地一丁目、向敷地二丁目、向敷地三丁目、向敷地四丁目、向敷地五丁目、向敷地六丁目」を加える。

附 則

この条例は、令和5年2月11日から施行する。

静岡市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年1月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第2号

静岡市営住宅条例の一部を改正する条例

静岡市営住宅条例（平成15年静岡市条例第253号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

向ヶ岡団地	静岡市駿河区向敷地	を
-------	-----------	---

」

「

向ヶ岡団地	静岡市駿河区向敷地三丁目	に
-------	--------------	---

」

改める。

附 則

この条例は、令和5年2月11日から施行する。

静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年1月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第3号

静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例の一部を改正する条例

静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例（平成15年静岡市条例第126号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

長田北小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区向敷地890番地
-------------------	----------------

を

」

「

長田北小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区向敷地一丁目10番 28号
-------------------	------------------------

に

」

改める。

附 則

この条例は、令和5年2月11日から施行する。

静岡市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年1月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第4号

静岡市立学校設置条例の一部を改正する条例

静岡市立学校設置条例（平成15年静岡市条例第264号）の一部を次のように改正する。

別表1 小学校の表中

「

静岡市立長田北小学校	静岡市駿河区向敷地890番地	を
------------	----------------	---

」

「

静岡市立長田北小学校	静岡市駿河区向敷地一丁目10番28号	に
------------	--------------------	---

」

改める。

附 則

この条例は、令和5年2月11日から施行する。

規 則

静岡市規則第2号

静岡市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年2月2日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則

静岡市消防団の組織等に関する規則（平成20年静岡市規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1 静岡地区本部に属する分団の表静岡第23分団の項中「静岡市駿河区向敷地808番地の3」を「静岡市駿河区向敷地四丁目2番41号」に改め、「うち向敷地」の次に「、向敷地一丁目、向敷地二丁目、向敷地三丁目、向敷地四丁目、向敷地五丁目、向敷地六丁目」を加える。

附 則

この規則は、令和5年2月11日から施行する。

消防本部訓令

静岡市消防本部訓令第1号

各消防署

静岡市消防署の組織等に関する規程（平成15年静岡市消防本部訓令第5号）の一部を次のように改正する。

令和5年2月3日

静岡市消防長 秋山義隆

別表3 静岡市駿河消防署の表鎌田出張所の項受持区域の欄中「向敷地」の次に「、向敷地一丁目、向敷地二丁目、向敷地三丁目、向敷地四丁目、向敷地五丁目、向敷地六丁目」を加える。

附 則

この訓令は、令和5年2月11日から施行する。

告 示

静岡市告示第40号

地方自治法第231条の2の3第1項の規定による指定納付受託者を指定した告示（令和4年静岡市告示第595号）の一部を次のように改正する。

令和5年2月3日

静岡市長 田 辺 信 宏

表中

「

インタセクト・コミュニケーションズ株式会社	東京都千代田区神田小川町三丁目1番地	令和4年8月10日	キャッシュレス決済サービスを利用して納付する静岡市立登呂博物館観覧料及び静岡市立登呂博物館図録等売払収入
-----------------------	--------------------	-----------	--

を

」

「

インタセクト・コミュニケーションズ株式会社	東京都千代田区神田小川町三丁目1番地	令和4年8月10日	キャッシュレス決済サービスを利用して納付する静岡市立登呂博物館観覧料及び静岡市立登呂博物館図録等売払収入
KDD I 株式会社	東京都新宿区西新宿二丁目3番2号	令和4年10月1日	インターネットを利用して納付するふるさと寄附金
株式会社テラオカ	東京都港区芝四丁目4番13号	令和4年10月1日	キャッシュレス決済サービスを利用して納付する市税に係る証明手数料、戸籍等

に

		手数料、公文書の写しの作成及び公文書（電磁的記録に限る。）の複写、複製等に要する費用、静岡市納骨堂使用料、静岡市民ギャラリー使用料、静岡市三保真崎グラウンドゴルフ場使用料、静岡市障害者歯科保健センター使用料及び手数料並びに静岡市立芹沢銈介美術館観覧料
--	--	---

J

改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

静岡市選挙管理委員会告示第1号

静岡市議会議員及び静岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程（平成15年静岡市選挙管理委員会告示第6号）の一部を次のように改正する。

令和5年2月6日

静岡市選挙管理委員会委員長 大場 知明

様式第2号（その2）備考中3を4とし、2の次に次のように加える。

3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

様式第5号備考4（2）ア中「7円51銭」を「7円73銭」に改め、同（2）イ中「375,500円＋5円2銭」を「386,500円＋5円18銭」に改める。

様式第7号（その2）別紙備考1（1）中「7円51銭」を「7円73銭」に改め、同1（2）中「375,500円＋5円2銭」を「386,500円＋5円18銭」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。